



茨木市 CSW 2017 活動報告書

平成29年度 茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会

はじめに

平成29年度は「健康福祉セーフティネットについて考える」をテーマに、さらなる見守りのネットワークの向上を目的としてCSW（コミュニティソーシャルワーカー）全体で進めていきました。市内の14名のCSWがそれぞれ担当している健康福祉セーフティネットを振り返り、また、他校区の健康福祉セーフティネットの見学を行いました。

このような動きをしていく中で、新たに1校区で健康福祉セーフティネットが新たに立ち上がり、茨木市全域でネットワークを拡げることができました。

私たちCSWは一人では出来ることが限られていますが、地域活動や直接相談に携わる様々な方とつながりを深めることで、誰もが安心して暮らせる地域づくりを、皆様と今後も展開していけることを期待しています。

茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会

会長 吉田 康将

目次

はじめに

目次

1. コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業とは	・・・P 1
2. 要援護者に対する個別相談業務	・・・P 2
(1) 相談者数とその内訳	
(2) 相談内容	・・・P 3
(3) つないだ機関	・・・P 4
3. 特集 茨木市健康福祉セーフティネット	・・・P 5
(1) 茨木市健康福祉セーフティネットとは	
(2) 各校区の健康福祉セーフティネット紹介	
(3) 平成 29 年度の健康福祉セーフティネット開催内容	
(4) 平成 29 年度の健康福祉セーフティネット参加者	
4. 個別援助業務	・・・P 10
(1) 既存のサービスや機関、団体へつなげようと考えているケース	
(2) ニーズがあるため新しい社会資源がほしいケース	・・・P 11
5. 行事参加・会議出席について	・・・P 12
6. 「生活困窮者自立支援事業」への協力	・・・P 14
7. 「福祉まるごと相談会」への協力	・・・P 14
8. 茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会	・・・P 15
部会活動	
(1) 研修部会	
(2) 周知部会	
(3) 福祉活動交流部会	
資料	・・・P 17
おわりに	
茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会会則	

1.コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業とは

大阪府は、社会福祉法に基づく都道府県地域福祉支援計画として「大阪府地域福祉支援計画」を平成 15 年 3 月に策定し、その中で、地域における見守り・発見、つなぎを行う「地域保健福祉セーフティネット構想」を示しました。その後、府の健康福祉分野の単独施策を整理し、再構築を図るため、平成 16 年 2 月に「大阪府健康福祉アクションプログラム」を策定し、改めて「地域の健康福祉セーフティネット」を重点施策として位置づけ、平成 16 年 7 月に「コミュニティソーシャルワーカー配置促進事業実施要綱」を制定しました。この事業は、市町村が実施主体となり、地域における高齢者、障害者、ひとり親家庭など援護を必要とするあらゆる方（要援護者）やその家族・親族等への支援を通じて、要援護者の福祉の向上と自立生活の支援のための基盤づくりを行い、健康福祉セーフティネット（いきいきネット）の構築を図ることを目的としています。

茨木市では、府の実施要綱に基づき、社会福祉法人やNPO法人などに委託して、平成 18 年 4 月から 2～3 小学校区ごとに 14 か所の「いきいきネット相談支援センター」を設置し、それぞれ各 1 名のコミュニティソーシャルワーカー（CSW）を配置しています。

CSWは福祉に関する幅広い知識を持ち、見守りや相談から適切なサービスへのつなぎ、各種サービス利用申請の同行など要援護者への支援を行います。さらに、特に困難な支援ニーズや複数の機関等との連携が必要な事例に関して、見守りやサービス等の調整を図るため、課題に応じた関係機関で構成するコミュニティソーシャルワークケース検討会（健康福祉セーフティネット）を開催することにより、地区福祉委員や民生委員・児童委員など地域で見守り活動をする方が課題を 1 人で抱え込まないようにするとともに、地域で支えるセーフティネットの体制づくりを行っています。

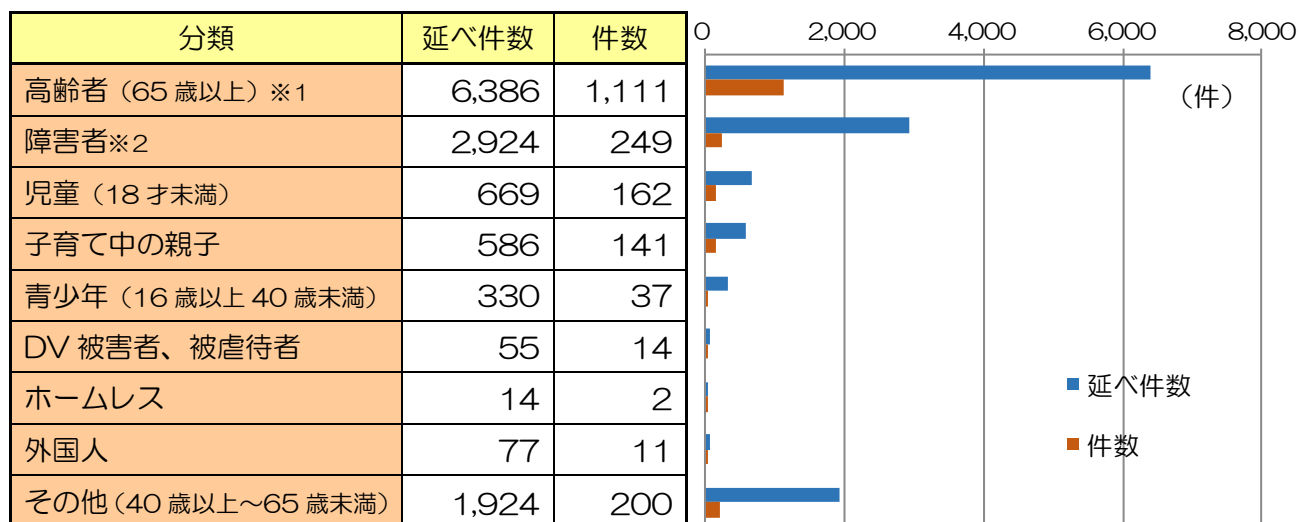
※コミュニティソーシャルワーカー（Community social worker、略称：CSW）

2. 要援護者に対する個別相談業務



(1) 相談者数

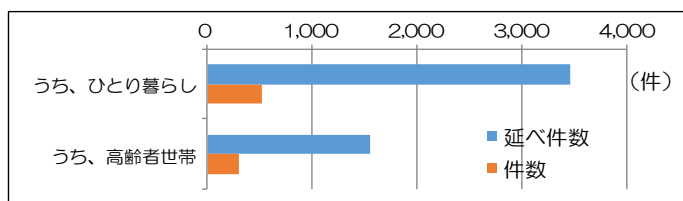
相談者数	1,490名
------	--------



平成29年度の相談者数は1,490名でした。
 分野別で見ると、「高齢者分野」での相談延べ件数6,386件、「障害者分野」での延べ件数2,924件、次いで「その他」で延べ件数1,924件でした。

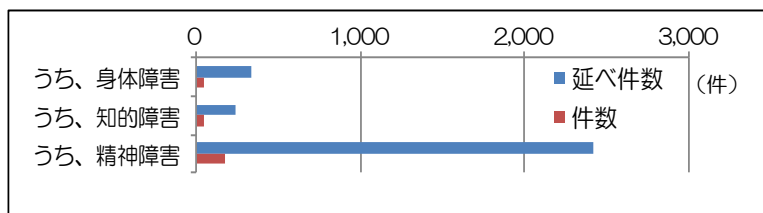
※1 高齢者の内訳

高齢者（65歳以上）	延べ件数	件数
うち、ひとり暮らし	3,457	528
うち、高齢者世帯	1,546	297



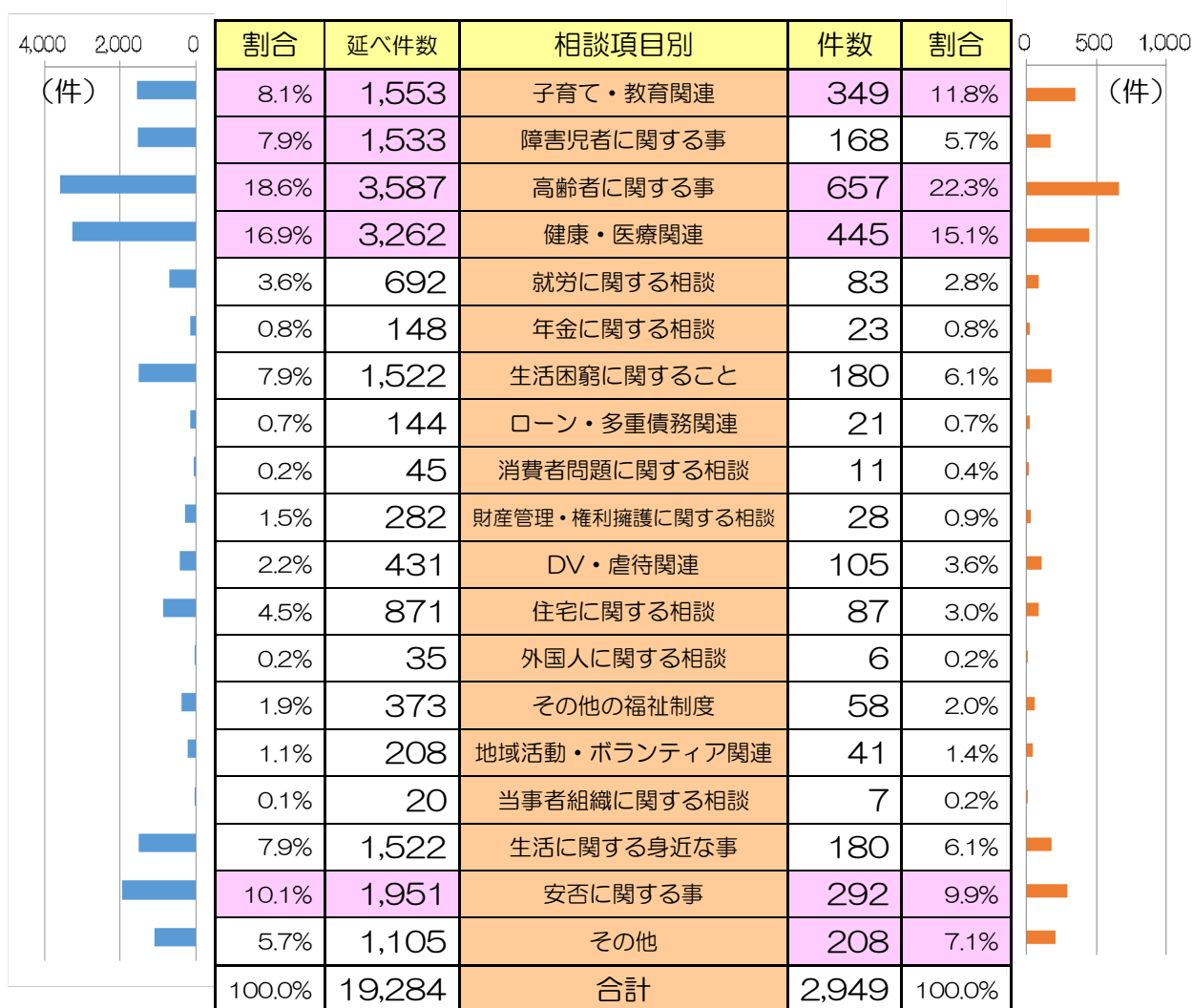
※2 障害者の内訳

障害者	延べ件数	件数
うち、身体障害	333	42
うち、知的障害	238	41
うち、精神障害	2,415	172



高齢者と障害者の内訳で見ると「高齢者分野」での内訳は7割弱が「ひとり暮らしの方」の相談でした。「障害者分野」での内訳は8割弱が「精神障害の方」の相談でした。

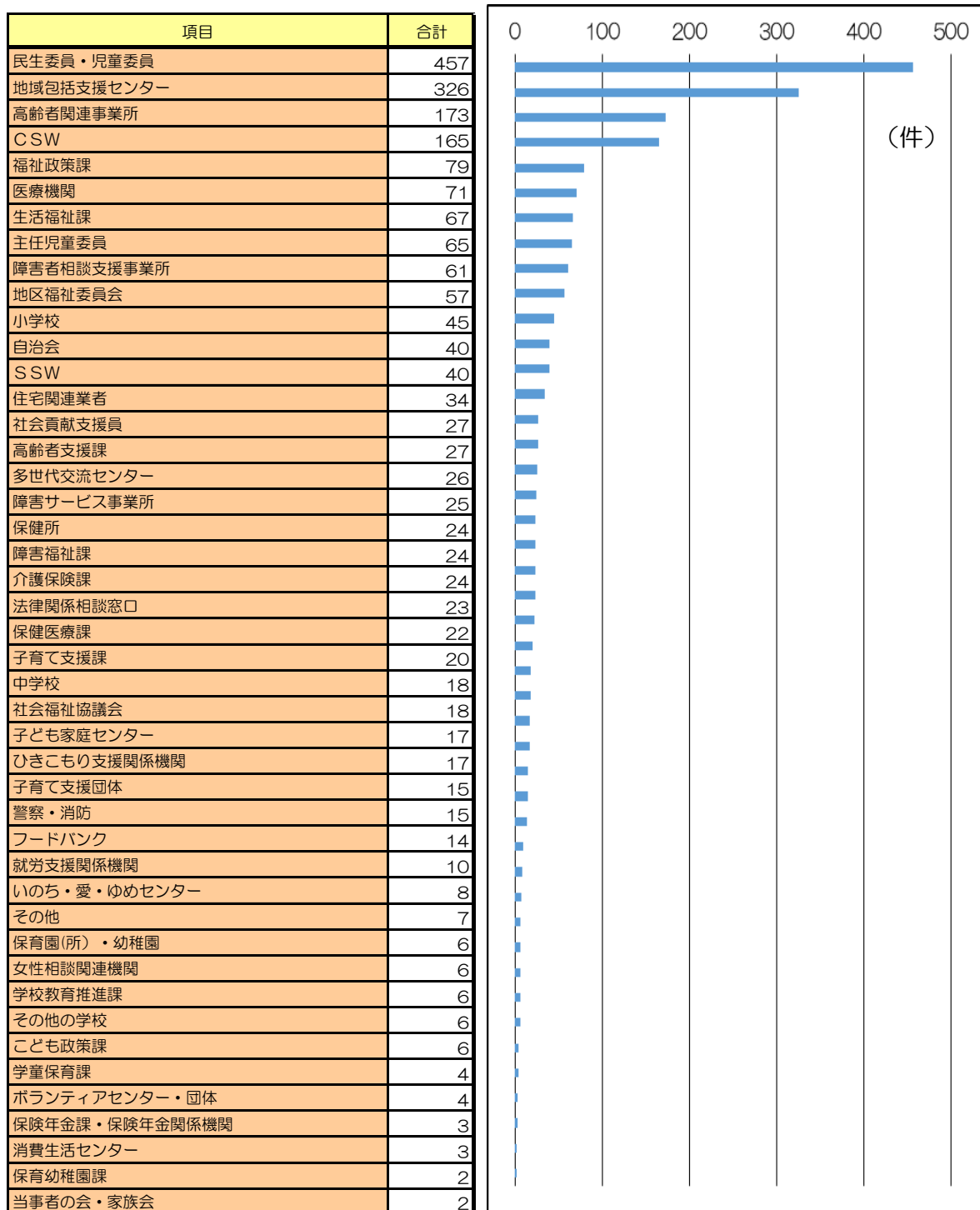
(2) 相談内容



相談項目別で見ると延べ件数は 19,284 件でした。18.6%を「高齢者に関する事」（3,587 件）、次いで 16.9%の「健康・医療に関する事」（3,262 件）、10.1%の「安否に関する事」（1,951 件）、8.1%の「子育て・教育関連」（1,553 件）、7.9%の「障害児者に関する事」（1,533 件）でした。

相談項目別の件数で見ても、22.3%「高齢者に関する事」（657 件）、15.1%の「健康・医療に関する事」（445 件）、11.8%の「子育て・教育関連」（349 件）、9.9%の「安否に関する事」（292 件）、7.1%「その他」（208 件）でした。

(3) つないだ機関



民生委員・児童委員 457 件、地域包括支援センター326 件、高齢者関連事業所 173 件と、高齢者関連へのつながりが上位を占めていました。その他 7 件（教育センター、学務課、道路交通課、市民相談課等）。全体の合計は 2,109 件で、つながりによりネットワークを広げました（平成 28 年度の全体の合計数は、1,975 件でした）。

3.特集：茨木市健康福祉セーフティネット

高齢者、障害者、ひとり親家庭など社会的援護が必要な方やその家族が、住みなれた地域で安心して暮らすことができるよう、支えあう地域社会をめざす健康福祉セーフティネットが「いきいきネット」です。

そして、適切なサービス利用へとワンストップで導ける体制をつくるのが、CSWの役割です。

● なぜセーフティネットワークが必要なのか

福祉サービスが行政の措置の時代から、自らが決定して利用するものへと変化しました。種々のサービスを知り、適切な支援を選択するには、専門的な知識が必要です。

① 身近な場所に相談窓口をつくり、発見と予見のできる体制をつくります。

福祉のニーズが多様化し、専門化、重層化してきています。どこに相談したらいいかわからないままに課題を抱えている人を、地域の中で発見します。

地域の身近な相談窓口として「必要な人に」「必要な時に」「必要な福祉サービスを」届けます。

② 総合的な地域包括ケアの仕組みをつくり、サービスの利用につなげます。

地域の福祉関係者（民生委員・児童委員、地区福祉委員など）とCSW、行政、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどの専門的な技術・知識を持った多職種と連携することにより、地域での支援の仕組みをつくります。

社会資源の活用の仕方や、まちづくりを地域とともに考えていくことで、住み慣れた地域で相互に助け合いながら、安心して暮らせるようになります。

③ 要援護者の思いを受け止め、継続的な支援を行います。

課題が解決・安定化したとしても安心することなく、再発防止を含めた地域での継続的見守り、関わりは重要です。また新たな課題が発生していないかを地域のネットワークで見守り、多様な支援で支えていきます。

● セーフティネットとは

小学校区における住民が主体になり、地域の解決すべき問題を取り上げ共通課題にし、地域ぐるみで解決に取り組み、その活動を通して地域力を高めていくことを会議の目的としています。

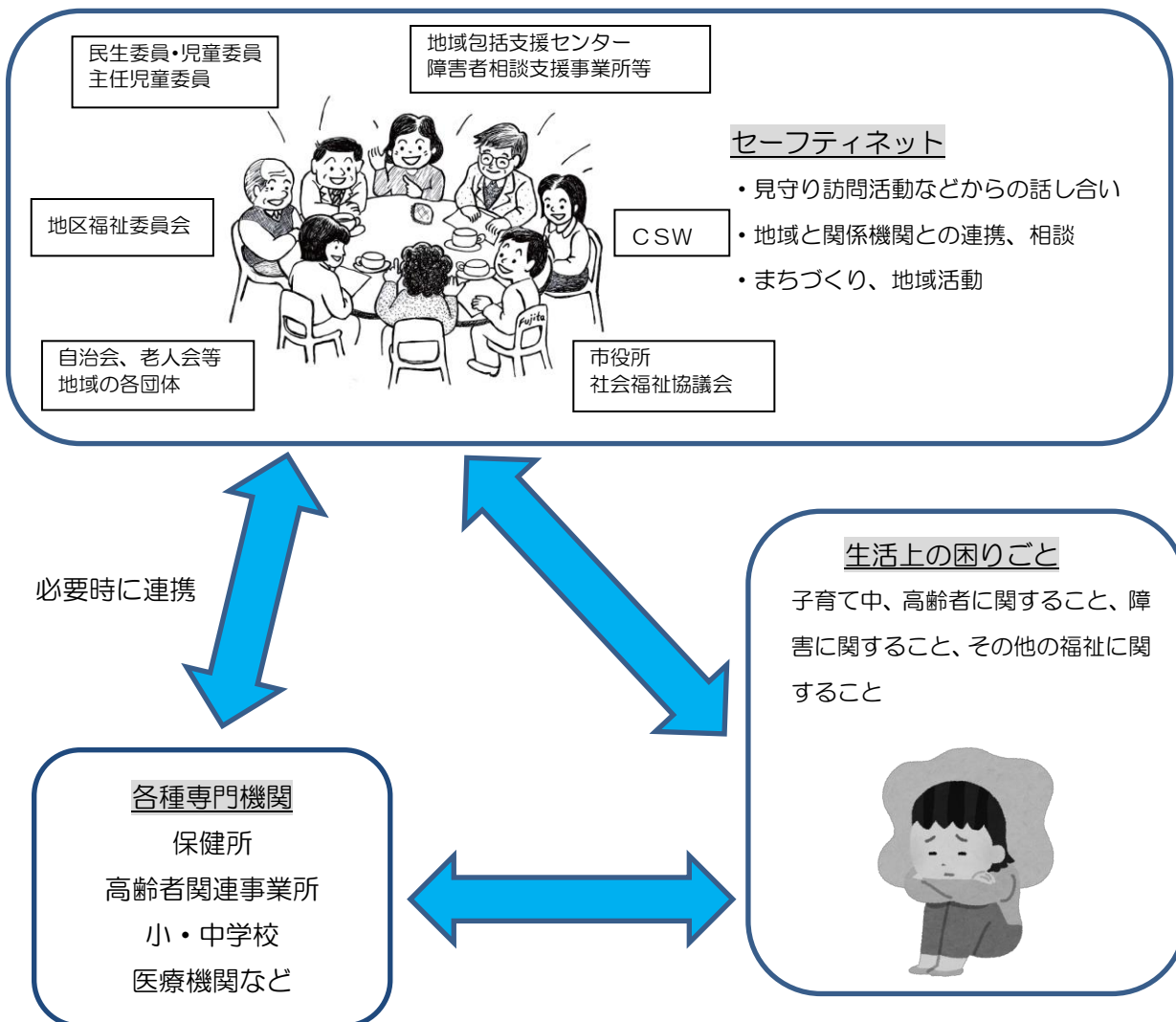
既存の制度では対応できていないケースなどに対して発見、予見し、さらに関係機関や住民組織などと連携し、「見守り」のネットワークを、会議を通して形成します。

対象を限定しないで、危機介入から日常生活支援まで、幅広いケースに対応します。

【セーフティネット会議の内容】

- ① 見守り訪問活動などで把握しているケースの情報共有
- ② 地域福祉に関する情報共有・情報伝達
- ③ 勉強会・研修会
- ④ 社会資源の創出
- ⑤ その他地域福祉に関わること

- ・ 小学校区ごとに定期的を開催しています（毎月・隔月・3か月毎等）。
- ・ 構成メンバーは民生委員・児童委員、地区福祉委員会、自治会や老人会等の地域の団体など、校区によってそれぞれ特色があります。地域包括支援センター、社会福祉協議会や、行政からも福祉政策課、生活福祉課、保健医療課などが参加しています。CSWが事務局となっています。
- ・ 内容も校区により異なり、地域で暮らす要援護者の個別ケース会議を行う校区や、地域課題について検討している校区もあります。また、専門家を招いての勉強会を行うなど地域の福祉力の向上も行っています。



(2) 各校区の健康福祉セーフティネット紹介

平成 29 年度の CSW 協議会 (P25 参照) では、担当地区の健康福祉セーフティネットを振り返りました。同時に、CSW 同士でお互いの地区を見学しあい、それを CSW 協議会にて発表し全体で共有しました。

今回、特色のある 6 校区を一部抜粋し紹介させていただきます。担当地区の特色を紹介と、見学に行った別の CSW の感想を一部載せています。

A 校区



小学校・中学校・老人会の方も参加されているのが特徴です。見守り活動を中心に共有しています。参加者の対応力が高く、地域のつながり作りの活動が活発です。

学校の校長先生やスクールソーシャルワーカーも積極的に参加され、地域で子どもを育てていこうという風土がある地域です。

「参加者全員で一緒に取り組んでいこう！」という活発な雰囲気のある会議でした。自作の地図を作成される等、工夫が満載でした。



見学者

B 校区



保育所・つどいの広場・コミュニティデイハウス・自治会の方も参加して下さっているのが特徴です。見守り活動を中心にしています。意見交換も多く、熱心に参加して下さっている方が多いです。

セーフティネット会議後、2か月に1度、子育て事業所が中心となって「こどものすくすくネットワーク会議」が開催されています。

様々な年齢層に対して見守りを広げる取り組みをされていて、支援の狭間に落ちたてしなような世帯を含めネットワークを作られているのだと感じました。



見学者

C 校区



構成員の中に老人クラブ連合会、自治会連絡協議会、PTA、子ども育成連絡会、自主防災会の方がおられます。自地区の特徴としては、内容の違う研修会を毎回行っているところです。

研修会が中心になるため、グループワークを通じて地域の潜在的な課題に役立つような地域の社会資源の紹介が行われていた印象でした。自分の地区にも社会資源の情報提供を積極的に取り入れたいと感じました。



見学者

D 校区



個別事例を検討し、そこから地域課題を考える場として研修や勉強会を行っています。構成員として小学校校長や公民館長、連合自治会長、防犯支部長、青少年健全育成運動協議会など地域の専門的な意見も多いです。

支援の現状を学びながらそれぞれの団体で出来ることを確認されていました。地域内で子どもへの関りを持つという仕組みづくりを活発にされていたのが印象的でした。見守りを通じて困っていることを直接関係機関と検討されました。小中学校とのつながりを積極的に作られていく感じがしました。



見学者

E 校区



年少人口割合が市内で最も高く、今回は中学校、スクールソーシャルワーカーも参加して頂きました。「これからの街づくりを自分たちでしていこう！」という前向きな意見が多く、活発に情報交換しています。

資料として小学校区人口動態表を共有されていました。1回/年は数字で担当地区でも客観的に分析しようと思いました。地域課題からの視点で、地域での見守り体制を作っていく過程があり参考になりました。



見学者

F 校区



6人テーブルを4つ作り、地域の見守りをしているメンバーが直接話せる場として、個別事例検討、勉強会、グループワークを毎回行っています。医療機関の参加があるのも特徴です。

「地域」をひとくくりにせず、それぞれ活動ごとに地域のイベントや相談会など情報発信を行っているのが新鮮でした。児童分野の情報については、別建てで会議を開いているようで丁寧な見守りを行っておられました。



見学者

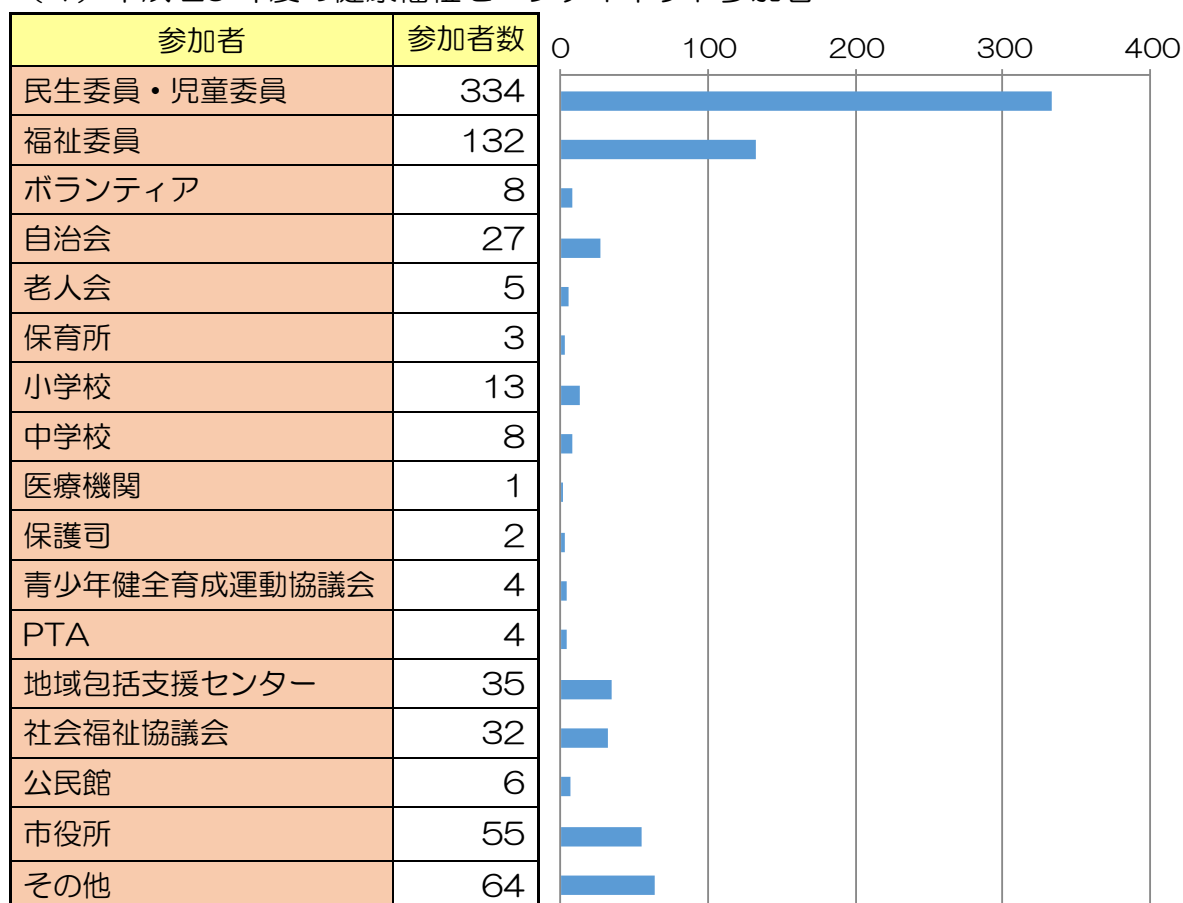
目的はどの校区も同じ「見守りにより、世帯を孤立させない・あたたかい地域づくり」ですが、手法は地域により違うことが CSW 全体で共有されました。地域に近いソーシャルワーカーとして、今後も地域と共にネットワークを構築し続けたいと考えています。

(3) 平成 29 年度の健康福祉セーフティネット開催内容

セーフティネット内容/開催回数	219 回/年	
①見守り訪問活動などで把握しているケースの検討	203 回/年	92.7%
②地域福祉に関する情報共有・情報伝達	205 回/年	93.6%
③勉強会・研修会（徘徊模擬訓練実施等）	37 回/年	16.9%
④社会資源の創出	4 回/年	1.8%
⑤その他、地域福祉に関わること	55 回/年	25.1%

今年度は、市内全域で 219 回セーフティネット開催しました。そのほとんどが、①見守り訪問活動などで把握しているケースの検討（203 回） ②地域福祉に関する情報共有・情報伝達に関すること（205 回）を行いました。

(4) 平成 29 年度の健康福祉セーフティネット参加者



セーフティネットメンバーの中でも住民の方（71%）が出席されており、見守りや地域福祉について情報の共有を行っています。地域で学びたいことや、検討したいことなど関係機関から直接オンタイムで共有することができます。

4.個別援助業務

(1) 既存のサービスや機関、団体へつなげようと考えているケース

- 1.認知症で記憶力の低下が見られる一人暮らし高齢者への支援
物忘れが見られるが、地域活動も積極的な単身高齢者。肺炎での入院をきっかけに地域の見守りだけでなく、介護サービス導入で暮らしのサポートを検討中。
- 2.脳梗塞の後遺症があるも運転を継続している高齢者への支援
夫は脳梗塞の後遺症で痺れがあるが、自家用車で妻の通院送迎を行っている。近所では心配の意見もあがり、次回の免許更新時に返納の約束をし、福祉サービスへのつなぎを行っている。
- 3.物を盗られた・食事を摂っていない・生活上の困り事も増えてきた高齢者への支援
訪問時「誰もいません」と自宅内から本人らしき声は聞こえるも出てこられない。地域包括支援センターと連携して支援していく。
- 4.家族を亡くし、うつ状態で生活が止まってしまった世帯への支援
遺族年金、相続手続きなど行う意欲もなくなり中断し収入が途絶える。死に対する気持ちの整理を一緒に行いつつ、必要な手続きをリスト化し確認作業をする。
- 5.難病がきっかけで生活困窮している方への支援
生活保護の申請も可能な状況だが、家族の同意が得られず保留中。
- 6.精神疾患の家族の対応に困っている方への支援
娘は統合失調症の診断を受けるが長年治療中断。受診は拒否。不調な時は大音量で音楽を鳴らしたり、暴れたりするため、親族も対応に困っている。
- 7.兄弟が下の子を見ている母子世帯への支援
離婚後、仕事が多忙のため、ひとり親世帯に必要な手続きの申請ができていない。連絡も試みるもつながらない。保育園へ通っておらず、未成年の兄が乳幼児を見ている。
- 8.父から母への暴力が疑われる世帯への支援
子育て機関が中心となり世帯に関わっている。子育てサロンなどの身近な場から母と地域のつながりを作っている。
- 9.心疾患による急変もあるが、自覚症状のない高齢者への支援
心臓発作などがあるが、本人「大丈夫」と福祉サービスを必要と感じていない。地域での見守りと声掛けにて福祉サービスのつなぎを行う。

10.アルコール依存に悩む家族への支援

飲酒しては暴れたり、生活費に手を出し始め、家庭崩壊を心配した家族が医療機関へ相談し連携支援を行う。

11.外国人のゴミの持ち去りに困る地域への支援

住民が出したゴミを持ち去り、ゴミが散乱している状態。注意喚起の看板を掲示するも効果がない。

(2) ニーズがあるため、新しい社会資源がほしいケース

1.認知症を理解し地域の中でサポートし合える仕組み

今まで参加されていた地域行事に、認知症の症状が進行し日程の理解や約束などできなくなった。身近な方の認知症への理解とともに、近隣の方の少しの声かけお手伝いができる仕組みが欲しい。

2.障害福祉サービスから介護保険サービス移行期に必要なサービスが受けられる仕組み

障害福祉サービスから介護保険サービスへの移行期にサービスの空白がないようにできる仕組みが欲しい。

3.学童保育、子どもの居場所、乳児を連れて集える場

山間部の圏域に、歩行圏内に子どもの居場所と未就学児を連れて集える居場所が欲しい。

4.帰宅の遅い親を待てる場所、勉強できる場所

一人で夜遅くまで、親の帰宅を待っている小学生の身近な居場所と学習支援の場が欲しい。

5.待機乳幼児を預かってもらえる場所

親は仕事が忙しく、近隣に入れる保育園が無いため、兄弟が乳幼児を見ている。身近に待機児童室がほしい。

6.低額で夜間保育をしてくれる場所

親が深夜に就労し、子どものみで自宅で過ごしているため、安全に夜間を過ごせる場所が身近に欲しい。

7.外国人と直接話をする事が出来るボランティアの通訳者

簡単な意思疎通については翻訳アプリで対応できるが、地域行事案内や生活習慣など、訪問時に直接伝える必要がある時に多言語でコミュニケーションをとれる協力者が欲しい。

5. 行事参加・会議出席について

【行事参加】

	行事名	内容	CSWの参加目的
1	子どもわいわいネットワーク	虐待防止啓発の一環として、年に1度イオンで開催する子育て支援イベントや親子教室を行う他、福祉委員会で子育てサロンと合同開催しているところもある。	CSWの役割を来場者に直接周知する。子育てネットワークのつながりをさらに深め、より身近なところで困っている方の相談に応じる。
2	子育てサロン	福祉委員会等が中心となり、未就学児を対象とした親子で参加できる行事を開催。保健師が身体測定や遊びのイベントを行う。親同士の交流やつながりづくりの場となっている。	子育て中の親の相談に応じ、支援、見守りを行う。CSWが身近な相談窓口であることを周知する。地域とCSWとのつながりづくり。参加されている方のニーズを把握する。
3	いきいきサロン	校区内で高齢者を対象としたサロンを開催。余暇活動、高齢者の外出の機会、生きがいつくり、つながりづくりの場となっている。	普段相談機関に行かないような世帯や参加者に直接声をかけ、困りごとの相談に応じている。
4	敬老会	年1回の地区福祉委員会主催で開催する地域高齢者が集まり、敬老を祝賀する行事。	CSWの周知活動、地域活動への協力を行う。
5	給食会 単身高齢者ふれあいの集い	福祉委員会や地域住民が中心となり、単身高齢者を対象に食事を開催。歓談・余興・外出の機会と交流の場となっている。	普段相談機関に行かないような方や、困っている方の日常の相談に応じる。孤立しがちな高齢者等に参加を促す。
6	カフェサロン	地区福祉委員等が中心となりカフェを開催する。社協ふらっとホーム事業で立ち上がった地域のカフェもある。誰もが気軽に立ち寄れる喫茶。	リラックスした雰囲気の中で地域の方の話や相談を聞く。CSWが関わった孤立した地域住民のつながりづくりを行う場にも活用している。
7	福祉教育	学校にて福祉委員と車いす体験を行ったり、認知症サポーター養成講座等を行う。	学校とのつながり作り、CSWの周知活動のため。
8	ふるさと祭り	地域のお祭り。各地域の団体や神社、施設関係で出店し盆踊りなど行う夏の行事。	自治会、学校や地域への挨拶、連携の機会にする。
9	お花見 餅つき大会	地域住民同士のつながりづくり等を目的とした季節のイベント。地域の中で文化の継承を行う。	学校・地域へ挨拶と連携する。相談対象者の方と地域住民の方の出会いの場として、参加する。また、福祉委員の方の手伝いをすると共に、近所の高齢者・親子連れの方と交流をする。
10	文化展	地域の方の作品展示、団体での作品展示、手作り講習会と喫茶。	学校・地域へ挨拶と連携の機会とする。
11	こども食堂	子ども達がみんなで温かい食事ができる場。学習や経験を通して、楽しくくつろげる場。	地域の方の活動を見学。子ども達と顔見知りになり、つながりを支援する。
12	いばらき孫・子・老ふれ愛フェスタ	高齢者事業所等の活動・作品展示。介護の普及や情報提供に関する講演会など行われる。	高齢者事業所との交流を深める。CSWの周知等を行う。
13	多世代交流会	幅広い年齢層の地域の方が一緒に芋掘等、行事を行うことで交流する場となっている。	日々の困りごとや相談に応じ、新しい情報の提供やCSWの周知を行う。
14	しょうがい福祉フェスタ	障害があるなしに関わらず、当事者や関係者だけでなく一般の方も参加し、交流と学びの機会になるイベント。	当事者の会の活動を知り、障がい者理解を深める。障害事業所との交流を行う。
15	茨木市みなみ地域ふれあいフェスタ	ステージ、模擬店等。	地域コミュニティー活動に参加する。
16	保育園社会貢献事業	園児が近所の公園の清掃を実施(月1回)。	地域の保育園とつながりを図る。清掃後、保育園を訪問し、気になる家庭について相談を伺う。
17	いっしょに学ぼう・遊ぼう	グループ学習、グループ遊び、DVD上映会、工作、料理作り等。	小学生の長期休みの居場所作りを一緒に行う。
18	いきいきミニ講座	ほっとふれ愛ラジオ体操のお茶タイムに、地域包括支援センターの講話など2ヶ月に1回、15分程度開催。	身近な所で認知症予防や健康維持について学びの提供を行う。地域包括支援センターと顔が見える関係や必要とする方がつながるきっかけをつくる。

【会議出席】

	会議名	内容	CSWの参加目的
1	地域ケア会議	地域包括支援センター・地域住民・関係機関・医師会・薬剤師会・歯科医師会等が、地域課題を把握し地域作りや資源開発を行う。	事例等を検討することで、地域課題を発見。社会資源の充実につなげる。他職種との連携、地域の課題解決力の向上を目指す。
2	子育て支援団体連絡会	子育て支援団体が各団体の取り組み報告・施設見学・虐待防止キャンペーンでの子育てイベントを各圏域にて開催。子育て応援マップやカレンダーを作成し、子育て世帯への情報提供をそれぞれ実施。	CSWの周知をする。子育てネットワークのつながりをさらに深め、より身近なところで困っている方の相談に応じるため。
3	高齢者虐待レビュー会議	高齢者支援課・地域包括支援センター・CSWが、地域包括支援センター圏域で高齢者虐待が認定されている事例を、全体の理解・評価を行う。共通する課題・地域課題を確認し、虐待防止の体制整備を行う。	虐待事例の把握・要因や発見後の対応について検討。担当圏域の傾向や課題を確認し、防止策を検討する。
4	要保護児童対策支援協議会	児童の関係機関にて、要保護児童世帯・要支援児童世帯の課題共有と、支援の方向性を検討。	対象世帯の現状や関係機関それぞれの役割を確認。対象者との関係性を考慮しつつ今後の連携方法・支援策を検討する。
5	豊能・三島ブロックCSW連絡協議会	大阪府の情報提供・参加市町よりCSWの取り組みについて報告・情報交換・グループディスカッション等を行う。	各市町の取り組みや情報交換をすることで、CSWのスキルアップと円滑な活動が図れることを目的とする。また、機関とのつながりを深める。
6	地域密着型施設の運営推進会議	施設の取り組み状況の報告・最近の傾向・地域行事の共有。	地域の社会資源について情報収集する。
7	茨木市民生委員児童委員協議会地区委員会	各担当地区の民生委員が定期的で開催。茨木市民生委員児童委員協議会地区委員長会の内容報告・担当地区内の役割分担を行う。地域での状況や相談等の共有。	取組みを把握する。地域の課題等について、意見交換・情報共有を行う。個別事例の相談も対応する。
8	地区福祉委員会定例会	行事や地域支援活動について、企画や振り返り、課題も含めて話し合われている。地域の実状に合わせ、時間内にセーフティネット会議を併せて開催している地区もある。	CSWを周知する。地域の福祉活動の取組みを把握し、社会資源の有効活用や地域での見守り支援に役立っている。
9	子ども若者事例検討研修会議	子ども・若者に対する支援機関が集まり、研修を行う。	不登校・ひきこもりの事例について、支援方法を学ぶ。CSWや支援者側のスキルアップを図る。
10	高齢者サービス事業所連絡会	高齢者に関わる事業所が集まり、定例会、研修会、いばらき孫・子・おふれ愛フェスタの開催。その他、情報交換を行う。	介護保険事業等の実情を把握・他事業所との交流・CSWの周知・情報交換等を行う。
11	まちのにぎわいづくり連絡会議	茨木市商工会議所・市内の大学関係者・商店街組合長・茨木市に關係する企業などが参加し開催。茨木市を盛り上げるノウハウを検討。最近では、追手門大学とコラボし、「認知症になっても優しい商店」を題材にDVDを作成した。	CSWの周知・情報交換等を行う。
12	圏域連携会議	地域包括支援センター・委託相談支援事業所（障がい者相談）・CSWが、担当圏域内で連携をしている事例の共有・各職種の仕事内容等を紹介し合う。	速やかに連携がとれるように、互いの職種を理解し、つながりを深める。
13	多世代交流センター連絡会	多世代交流センターで複数の事業が行われているため、つどいの広場・小規模保育施設・デイサービスセンター・多世代交流センター等、各責任者が集い、情報共有・行事計画等話し合う。	地域資源としての多世代交流センターの現状を把握する。センター内で開催している月1回のCSW出張相談会について報告する。
14	すくすくネットワーク会議	セーフティネット会議終了後に開催。つどいの広場・認定こども園・主任児童委員・保健医療課等が参加し、地域の世帯について情報共有・検討を行う。	課題を抱えている世帯について状況の共有することで、早い段階での助言方法・支援機関への連携について検討する。
15	地域連携会議	地域にある社会福祉法人として、地域貢献を推進するための会議。施設や在宅事業の責任者・相談員等が出席し、実情に合わせた地域資源の創設（こもりがちな高齢者対象のらんち会・介護ミニ講座の定期開催・福祉有償運送）等の検討を行う。	地区福祉委員の活動や個別支援の中から上がってくるニーズに対し、法人として可能な地域貢献事業について提案する。
17	支援方策検討会	事例検討を行う。	いのち愛ゆめセンターの総合相談員が関わる地域の相談について、情報共有および連携する。

6. 「生活困窮者自立支援事業」への協力

平成 27 年度より生活困窮者自立支援制度が施行され、CSW も生活困窮者自立支援事業との連携を図っております。CSW は生計中心者の就労環境の変化や、失業による所得の減少、無収入で生活に行き詰まっている方を早期に発見し、生活困窮者自立支援事業へのつなぎ、また地域での見守りを行っています。

平成 28 年度 CSW より生活困窮者自立支援事業へのつなぎは 79 件でした。

7. 「福祉まるごと相談会」への協力

平成 25 年度から「福祉まるごと相談会」が福祉政策課主催で始まりました。

地域住民の活動の場であるコミュニティセンターなどに開催されている総合相談窓口です。困ったことがあれば気軽に相談ができる場を提供します。

相談は、民生委員・児童委員、主任児童委員、社会福祉協議会職員が応じます。CSW も相談会に出席し支援しています。平成 29 年度は 496 回出席しました。



8.茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会

毎月定例で全 CSW が集まり、協議会を運営しています。話し合う中で必要と思われるものに対して、「福祉活動交流部会」「周知部会」「研修部会」を平成 29 年度の部会活動として行いました。

(1) 研修部会

研修部会では、4 回の研修を開催しました。

- アンガーマネジメントについて 平成29年7月7日（金）
茨木市子ども若者自立支援センター「くろす」 主任カウンセラー 上村 喜代栄 氏を講師に招き「支援者事例から考える時短ケースマネジメント」について学びました。
- SSW交流会について 平成29年8月22日（火）
茨木市のSSWとCSWが顔合せと情報交換し、事例検討をしました。
- 事例検討会について 平成29年10月6日（金）
茨木市子ども若者自立支援センター「くろす」 主任カウンセラー 上村 喜代栄 氏を講師に招き「事例検討を通して実践に活かせる」方法を学びました。
- 豊能三島ブロックCSW連絡協議会について 平成30年3月2日（金）
北摂地域のCSWが集まり各市町の活動報告・課題を発表していただき、他市町の取り組み等情報交換を行いました。
※豊能三島ブロックCSW連絡協議会は、島本町・能勢町・豊能町・高槻市・豊中市・池田市・吹田市・摂津市・箕面市・茨木市のCSWが参加しています。



(2) 周知部会

今年度の周知部会のテーマを「茨木版 CSW について考える」と掲げました。この報告書では CSW が市内に点在し地域の特性に沿ったセーフティネットの特色について報告させて頂きました。

又、平成 28 年に引き続き好評を得ました「CSW との連携について」の研修を茨木市高齢者サービス事業所連絡会の居支・地域包括・在介部会より依頼があり、開催しました。

平成 29 年は、業務経験年数が浅い、又は CSW との関わりが少ない方を対象に CSW の活動を事例報告とグループワークにより互いの役割と連携について確認し周知する機会となりました。



(3) ★ 福祉活動交流会部会 ★

◎ 第7回 平成29年12月11日(月) 14時～16時30分

参加者96名：民生委員・児童委員、主任児童委員、こども政策課（こども食堂、茨木市子ども若者自立支援センターくろす）、保健医療課（子ども健康センター）、学校教育推進課（学校長、SSW SV、SSW）、豊川いのち・愛・ゆめセンター相談員、大阪府社会福祉協議会社会貢献支援員、ひきこもり家庭支援ネット、CSW

☆テーマ：「SOSを見逃さないためのセーフティネット

～子どもたちを孤立させない地域づくりを目指して～

☆目的：複雑な事情を抱えた子どもたちを支援している方々から現状を聞き、お互いの活動を確認し合う。また、地域で受け皿となっている私たちがさらにつながりを広げ、地域で出来ることを考える。

●CSW 活動実践報告

「西河原小学校区のセーフティネット体制について」 天兆園CSW 福隅 友美 氏

●こども食堂について

インタビュアー：こども政策課 係長 中坂 有希 氏
パネリスト：茨木子ども食堂 西之辻 功 氏
かるがも子ども食堂 長尾 雅子 氏
なかよし食堂 溝杭 泰子 氏
子民家よってこ食堂 下田平 敬子 氏



●茨木市子ども若者自立支援センター くろすについて

「支援者から始める街づくり～社会の「思い込み」を外すために～」

茨木市子ども・若者自立支援センターくろす 主任カウンセラー 上村 喜代栄 氏

●意見交換

それぞれの立場から、各テーマに沿って、話し合いを行いました。

- ・実践報告、講話などを聞いてみてどうでしたか？
- ・実践報告、講話などを聞いてみて、気になることはありましたか？
- ・自地区でしてみたいなあと思うことはありますか？
- ・今、地域で気になることはありますか？
- ・子どもたちを孤立させないつながりを作るために、皆さんはどのようなことが出来そうですか？
- ・子どもたちを孤立させないつながりを作るために、今後どこを手を合わせていきたいと思いませんか？

●福祉活動交流会報告書作成





こんなことはありませんか？

あなたや、あなたのお近くにいる方が抱え込んでいる
困りごと…
ひとりで抱えるのはしんどくないですか？
まずは、“話すこと”から始めてみませんか？



断りきれない
訪問販売

しつこくかかってくる
勧誘電話



辛く気分が落ち込んだ
ところから抜け出せない

長く引きこもっていて
外出できない



とにかく
困っている…
でもいいんです。



子育てのことに
悩んでいる

ずーっと泣いている
赤ちゃん



物忘れがひどくなった
介護保険について知りたい



生活するお金に
困っている

子育てに無関心な
お母さん

生活の中でいろいろな悩みごとがあり、どこへ相談に行けば良いのか分からない…
など不安や困りごとなどお話をうかがい、
解決にむけて一緒に考えさせていただきます。(相談無料)

CSWは、茨木市内の14か所にいます。
各小学校区の担当CSWは、裏面でご確認ください。



CSW配置事業は茨木市からの委託事業です

♪いきいきネット相談支援センター 一覧♪

担当小学校区	いきいきネット 相談支援センター	CSW	連絡先	
清溪・忍頂寺	やまゆり苑	清水 まお	大字泉原 37-6	649-2222
福井・耳原	春風	加藤 真理江	南安威二丁目 10-5	640-2626
安威・山手台・ 西河原	天兆園	福隅 友美	安威二丁目 10-11	640-3965
豊川・郡山・ 彩都西	常清の里	田村 綾	清水一丁目 28-22	641-3151
東・白川	庄栄エルダーセンター	神野 享士	庄二丁目 7-38	631-5151
郡・春日丘	静華苑	外池 礼佳	見付山一丁目 11-1	625-9801
春日・畑田	ビーベル	久保 麻美	見付山二丁目 1-39	622-0166
沢池・穂積・西	春日丘荘	新田 恭子	南春日丘七丁目 11-22	625-6366
茨木・中条	茨木市社会福祉協議会	吉田 康将	駅前四丁目 7-55	627-0033
玉櫛・水尾	葦原老人デイサービス センター内	樋口 幸子	新和町 21-27	637-2774
中津・大池	介護老人保健施設 たんぽぽ	西川 あかね	真砂三丁目 21-27	637-6624
東奈良・天王	南茨木老人デイサービス センター内	榊野 照子	東奈良三丁目 16-14	632-0152
三島・庄栄・太田	NPO 法人 三島コミュニティ・アクションネットワーク	藤本 晶美	総持寺二丁目 5-36	624-5050
葦原・玉島	NPO 法人はっちぽっち	久貝 美穂	沢良宜浜三丁目 14-1	648-7980

平成 29年 4月現在



おわりに

今後、少子高齢化と低成長経済による地域課題の複雑多様化に伴い、ますます地域力が必要となります。

平成30年3月に策定された総合保健福祉計画（第二次）の理念に、「前世代・全対象型地域包括支援体制」の構築や「我が事・丸ごと」の地域共生社会づくりが掲げられ、CSWもその一翼を担うこととなります。

そのためには、様々な機関との連携体制が必要となり、早期発見・早期支援につなげるという個別支援の視点からも、また各小学校区のネットワークをコーディネートするという地域支援の視点からも、より身近な地域で活動するCSWの役割が重要となっています。

個別支援、地域支援を通じて、お互いに支えあい、いきいきと自立した生活をおくることができる地域づくりにつなげていけることを期待しています。

この報告書を通じて、より多くの方にCSWの活動を知っていただければ幸いです。

茨木市相談支援課長 竹下 綾子

茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会会則

(名称)

第1 本会は、茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2 協議会は、茨木市コミュニティソーシャルワーカー配置事業実施要綱に定める活動を円滑に行うため、コミュニティソーシャルワーカー間の情報の交換を行うとともに活動水準の均一化を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域福祉の計画的な推進に関すること。
- (2) セーフティネット体制づくりに関すること。
- (3) 要援護者に対する見守り・相談に関すること。
- (4) 関係機関相互の報告、連絡、相談等に関すること。

(構成)

第4 協議会は、コミュニティソーシャルワーカーで構成する。

(役員)

第5 協議会に会長、副会長を置く。

- 2 会長は、構成員の中から互選するものとする。
- 3 副会長は部会長をもって充てる。
- 4 会長及び副会長と兼任はできないものとする。
- 5 会長、副会長の任期は1年間とする。ただし、再任を妨げない。

(部会)

第6 協議会は、第2に定める目的を達成するため、部会を設置する。

- 2 部会には部会長を置く。
- 3 部会長は部会員の中から互選するものとする。

(定例会)

第7 定例会は、会長が招集する。

- 2 定例会の議長及び書記は、定例会の都度、会長が指名するものとする。
- 3 会長は必要に応じて、定例会にオブザーバーを参加させることができる。

(ブロック)

第8 業務の連絡調整を円滑に行うため、市内の日常生活圏域を東西南北の4つのブロックに分け情報共有を図る。

(庶務)

第9 庶務は、茨木市健康福祉部福祉政策課において処理し、茨木市社会福祉協議会はそれを補佐するものとする。

2 庶務は、会の事務的業務等を担い、必要に応じて協議会に助言等を行う。

(会則の変更)

第10 この会則の変更は、市と協議会との協議の上で行う。

(その他)

第11 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、市と協議会との協議の上で定める。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成25年6月25日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年1月6日から施行する。

発行：茨木市コミュニティソーシャルワーク協議会

編集：平成 29 年度 周知部会

外池 礼佳（静華苑）

久貝 美穂（NPO 法人はっちぽっち）

加藤 真理江（春風）

吉田 康将（社会福祉協議会）

久保 麻美（ビーベル）